



## 特許セミナー in 韓国

### 1. はじめに

韓国特許事務所の弁理士からお声がけをいただき、今年の4月に韓国で業界団体である韓国電子情報通信産業振興会（KEA）主催の特許セミナーのスピーカーとして登壇してきました。

日本で新型コロナが第5類に分類される少し前の時期でしたが、出国時の羽田空港は想像していたよりもはるかに混んでいました。この時期、日本ではまだ大部分の人が外でもマスクを着用していましたが、韓国で外でもマスクを着用している人は少なく、脱コロナの印象を強く感じたのを覚えています。とても開放的に過ごせました。

KEAは海外からスピーカーを招いて定期的に特許セミナーを主催しています。今回のセミナーでは、私共TMIからは弁理士2名と韓国出身の特許技術者1名で、日本の審決取消訴訟及び侵害訴訟に関する最近の裁判例のご紹介と、損害賠償額の傾向などをご紹介させていただきました。

今回の韓国出張では、セミナー前後で多くの事務所を訪問させていただき情報交換をさせていただきましたのでその中からいくつか



韓国知財アップデートをご紹介したいと思います。

### 2. 異議申立と無効審判

最初に、特許異議申立の統計の比較ですが、日本の特許異議申立では申立件数が年間約1100件超で推移しており、一部取り消しを含む取消決定率は約10%超程度で推移しています。これに対して、韓国の特許異議申立では申立件数が年間約150件超となり日本と比較すると申立件数は多くはないものの、取消決定率は約30%程度で推移しており、取消決定率は比較的高い値となっています（下記図参照）。

また、無効審判の統計では、日本の無効審判では請求件数が年間約110件超で推移しており、一部成立を含む請求成立率は約20%超程度で推移しているのに対して、韓国の無効審判では請求件数が年間約450件程度、請求成立率は約50%程度となり、日本と比較すると請求件数も請求成立率も高い値となってい



(独自集計)

ます。

KEAセミナーでも、日本では異議申立の取消決定率が無効審判よりも低いのに、なぜ異議申立件数が非常に多いのかという点が質問に上がりました。

この点についての明快な答えを持ち合わせているわけではありませんが、無効審判のほうが費用が高額になりやすいということも理由としてあるとは思われるものの、無効審判の場合にはダミーで請求をすることはできず自ら請求人とならなければならないため、無効審判を請求することで、自社製品に対する訴訟リスクを高めることを日本の場合は懸念するという理由があるように思います。

### 3. 増額損害賠償制度

日本法上の損害賠償は逸失利益に対する賠償という側面が強く、懲罰的な損害賠償制度の導入には至っておりませんが、米国はじめ、中国、台湾などの日本の近隣諸国では、特許権侵害等に対する懲罰的な損害賠償制度が導入されています。

韓国でも2019年に、特許法等に増額損害賠償制度が導入されました。当該制度は、他人の特許権等を侵害した行為が意図的なものと認められる場合には、裁判所が損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができるというものです。

増額損害賠償制度の導入後の状況について情報交換させていただいたところ、まだ事案の蓄積が望まれる状況のようですが、従来は過失の推定があったところ、増額損害賠償制度を利用する場合には故意の立証をする必要があり、この点に対する判断が大変重要になっているとのことでした。

### 4. 知的財産価値評価

最後に、知的財産価値評価の取り組みについてご紹介します。

知的財産価値評価は、知的財産のトランザ

クションのほか、知的財産を担保とした融資や投資などの金融分野など多様な分野で幅広く活用することが期待されます。

今年、韓国特許庁は積極行政の一環として知的財産評価管理センターを新設しました。知的財産評価管理センターでは、価値評価の品質を管理し、行政主導で価値評価の信頼性を確保するとのことでした。

日本でも、2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂で知的財産について取り上げられ、知的財産の価値評価について着目されていますが、価値評価方法について行政主導で統一的な品質管理がされているわけではないものと思います。

結局、価値評価の品質がばらついてしまえば評価された知的財産の信頼性を維持できず、その先の知財の活用がしにくくなってしまいます。この点、行政主導で価値評価の信頼性を確保するという韓国の取り組みは今後着目すべきところがあると思われます。

### 5. おわりに

韓国での特許セミナーとともに、現地事務所の先生方と情報交換させていただいた内容を抜粋してお伝えさせていただきました。韓国の増額損害賠償制度や知的財産評価管理センターの活動はまだまだ始まったばかりですので、日本の知的財産をどのように活用するかという点から、今後もますます注視していく必要があると思います。

#### 筆者紹介

竹内 工 (たけうち ただし)

東京大学大学院卒  
2013年弁理士登録。2012年よりTMI総合法律事務所勤務。2021～2022年には審・判決調査員として、特許庁審判部に出向。